

『江談抄』の古態

益田, 勝実 / MASUDA, Katsumi

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

1966-06-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019150>

『江談抄』の古態

益田勝実

まえがき

大江の匡房の言談を藤原の実兼が筆録したといわれる『江談抄』は、古代貴族社会の説話の実態を知るためにたいへん重要な書物であるが、そのテキストについては、いろいろ問題がある。

今日流布している「群書類従」本などの本文は、いずれも古い形態の『江談抄』の内容を分類、配列し直した本の系統で、類聚形態の本になっている点、鎌倉時代以前に書写されている現存の三種類の古写本とは、一応区別すべき性質のものである。しかし、この流布の類聚形態本は内容が最も豊富で、内容的にはそれぞれ一部分をしか伝えていない古態本を補う重要性を蔵している。したがって、『江談抄』の本文研究では、この新しいはずの類聚形態本の研究も大切であるが、わたしは、まだ、次の諸写本に接したにすぎない。宮内庁書陵部所蔵の、福田文庫旧蔵、天明五年校合の奥書のある五冊本、松岡家旧蔵の第四・第五だけの残闕本、明和九年書写の式部寮旧蔵の二冊本、享祿三年書写の奥書を伝領している鳳鳥館旧蔵の二冊本、天保十一年書写の六冊本。今は神宮文庫の所蔵に帰したと

ころの、三条家旧蔵の第二・第三・第四のみの三冊の本。東京大学付属図書館所蔵の、武田氏旧蔵の六冊本、南葵文庫旧蔵の文政十一年校合の奥書ある五冊本、同じ南葵文庫旧蔵の明治十五年書写の一冊の零本。国会図書館（上野）所蔵の榊原芳野旧蔵五冊本。神宮文庫所蔵の、本間重政書写の旧豊宮崎文庫の第三のみの一冊本、旧林崎文庫の五冊本、同じ旧林崎文庫の、「宇治文殿」の印のある五冊本、同じ天明四年村井古巖献納の六冊本。内閣文庫所蔵の、慶長古写といわれる旧楓山御文庫の第一・第四・第五の三冊本、同じ楓山御文庫以来の四冊本、明治九年購求という旧太政官文庫の二冊本、天保四年書写の四冊本、国司家旧蔵の二冊本、享保書写のやはり太政官文庫から来た一冊本、昌平坂学問所・浅草文庫旧蔵の四冊本、同じ経路から入っているが、大本と中本との不揃いで「林氏蔵書」印のある四冊本、やはり同じ道をたどっている、第三から第五までの一冊本。故池田龜鑑氏の桃園文庫所蔵の、旧斑山文庫の文化十二年書写の二冊本、奥書のない一冊本。吉田幸一氏所蔵の五冊本。わたしが主としてこれらの写本を調べたのは一九四八年から五〇年にかけてであるが、それは、現存最古の類聚形態本であるはずの

三条西家旧蔵の明応元年に九条政基が書写した本の姿を明らかにしたいためであった。が、それ以後今日までも、残念ながら三条西家を出たその本にめぐり逢えずにいる。政基の本は巻一と巻二の二巻だけが同家に残っていた（尊経閣叢刊複製前田家本『江談抄』解説）というのであるから、それによっても全貌はわからないであろうが……。それにしても、それを写したのが、桃園文庫の文化十二年の写本・内閣文庫の天保四年の写本であることがわかったから、類聚形態本の室町時代の姿を考えてみる手がかりはつかめないこともない。

しかし、面倒なのは、どうもこの類聚形態本の内容が『江談抄』の内容のすべてではないらしい点である。古代・中世の諸書には少なからぬ『江談抄』からの引用があり、それらの中には、どうしても今日の『江談抄』に見えないものがある。『江談抄』のテキストの研究は、したがって、類聚形態以前の本・類聚形態本の原型・逸文の三方面から進めていかねばならないもので、ここで述べる類聚形態以前の本の研究だけでは十分ではないのである。

現在知られている古態の『江談抄』は、醍醐寺所蔵の『水言鈔』（「江談」の扁だけ取ると「水言」となる）、前田家所蔵の『江談抄』、神田喜一郎氏所蔵の高山寺旧蔵本『江談抄』の三本で、いずれも複製が刊行されており、研究に便である。しかしながら、それら三者は形態が異り、相互関係が明確ではない。わたしがこれら三本の性格を明らかにしたい衝動に駆られたのは、『江談抄』を典拠と仰ぐ説話集の内容について考えてみようとするれば、どれを典拠と見るべきかわからない、というもどかしい事情があったからであるが、だんだんと探っていくうちに、古代の説話の語られ方と、筆録

のされ方、筆録のその後の生き方を知る上で、この研究は役立つかもしれない、と考えはじめ、さらに進んで、『江談抄』の内容の持つ価値についても、種々の角度から考えてみるようになったのである。それについて述べることは、他日を期したい。

醍醐寺本『水言鈔』の性格

京都醍醐寺の『水言鈔』は、その年代的な古さと所蔵者勝賢の作者との特別な関係から、『江談抄』の原本の姿を伝えるものとして橋本進吉氏の推奨をえた。

この本の表紙には、「勤息勝賢之」という文字があり、奥書に建久九年正月五日於上醍醐覚洞院閑居之間念誦読経之隙加一見了

同事所々多載之加何沙門成賢

とある。勝賢は、橋本氏が、

江談抄は学才文藻一世に高かりし大江匡房（天永二年薨。寿七十一。江帥江都督など称せらる）の談話を集録せるものにして和田英松博士は今鏡（第十、敷島のうちぎき）の文によりて、藤原通憲の父実兼の筆録せるものと論断せられたり（碩鼠漫筆卷之十一にも実兼の記する所としたれども、実兼を中納言基長の嫡男とし、通憲の父なる実兼と認めざりしは失考なるべし）然らば水言鈔は筆録者の孫勝賢の旧蔵本として、憑拠とするに足るものと謂ふべし。（複製本解説。一九二九年）

と説明しているような人物であり、奥書の成賢は、藤原の成範の息、勝賢の甥であり、筆録者実兼の曾孫にあたる。『江談抄』の筆録者の孫と曾孫の手を伝わってきた本といえ、それだけでも価値

がある。加えて、この本が流布本の類聚形態と異なる点も、橋本氏のこの本を信憑する理由となった。

流布本は六卷ありて、公事撰関事仏神事雜事詩事長句事等の諸部にわかつてり。水言鈔は流布本と大に体裁を異にし、現存の二卷は流布本の何れの巻にも相当せず、之に収めたる諸条は流布本の各巻に散在せり。想ふに江談抄は、匡房の談話を聴くに随つて集録せるものなるべければ、原本は水言鈔の如く種々の題目相雜はれるものなるべく、流布本の如く同種のもの相集まりて部類をなせるは、後に類聚して体裁を整へたるものと思考せらる。殊に「問曰云順序王朗八葉之孫誰事云々答可見徐簪事集不詳覚云々次談話及古事」之一項、流布本には卷六長句の部にありて、その次には菅家御序秀勝事以下、文章の批評に関するものを収めて、毫も古事に亘らざるに、水言鈔にては、次下に公方違式違勅論以下、故実古事に関するものを収めたるが如き、水言鈔が原本の体を失はざるものなるを明に証するものなり。

しかし、それは、この本が流布本よりもより原型に近い要素を持つていて、ということだけであつて、古態本の中でこの本がことに古くて、より原型に近い、という証左ではない。

橋本氏の解説には言及されていないが、この本には著しい本文の重複がある。その事については、奥書で成賢が、「同_{シキ}事_ヲ所_々ニ_多ク載_{セリ}之、如何」と早くからいふかっているが、重複は七項目にわたっている。

重複第一

有国以名簿与於惟成、々々驚一又云、有国以名簿与惟成、々

云、藤賢式太往日一雙也、何敢以如此、有国答云、入一人之跨、欲超万人之首、（複製本十八葉の表）

重複第二

源道济為藏人之時、号藤原頼貞荒武藏是也、称船路君云々、此人不腹立之時、甚以優也、而性甚惡人也、仍不可向之、船路者、天气和顔之日甚以優也、風波惡之時、人不可堪之、故称船路君、（十九の裏）

重複第三

師平焼新国史事新国史失事、（二十二の裏）

重複第四（單純な重複ではない）

或人云、警蹕、問云、天子用之、見子道、私行之時何用此哉、答云、公卿皆隱、公達隱也、秘事云々、

重複第五

又被命云、英明、昔乘檳榔車被参法性寺御国忌、公卿多以参

々驚曰、藤賢式太往日一雙也何敢以如此、有国答曰、入一人之跨、欲超万人之首、（四十五葉の裏）

又云、源道济為藏人之時、号藤原頼貞荒武藏是也、称船路君云々、此人不腹立之時、甚以優也、而其性甚惡人也、仍不可向之、船路者、天气和顔之日甚以優也、風波惡之時、不可堪、故称云々、（四十五の裏）

又云、師平焼新国史事云々、新国史失事、（四十二の裏）

又云、警蹕者、文選云、出警入蹕、是天皇近辺事歟、近衛司、誠諸人之義也、卿相公達私行之時、誠諸人者、卿相者皆隱、公達者隱也者、此事都督之説也、（四十六の表）

又云、英明、昔乘檳榔車被参法性寺御国忌、公卿多以参会、朝

会、朝成卿云、公卿車之外有檳榔車、誰人之車哉、英明被答云、下官車也、若被答仰者、不可乘、但不可乘檳榔車之由、有所見者欲承云々、件法式無所見云々、(三十三の表)

重複第六

又云、梨下院者在近府西也、仁明天皇居也云々、見実録云々、(四十一の表)

重複第七

又云、平索者清云々、仮令応酒顧唱、手声把盞曰索、後待順手之和、右手把盞者即左傍人宜曰、著、飲之、無滴只曰清云々、(四十四の裏)

『水言鈔』が内蔵するこれらの重複は、第四の警畢の事を除いては、ほとんど単純な重複で、文字に小異が必ずといっていいほどあり、第三と第七の外は、此の本の最末尾に重複記事が集まっている。ということは、どう考えても、本来同じことが再度語られ、再度筆録されたための重複ではなく、書写上生じたものらしく思える。そういう重複を多量に含む写本を「原本の体を失はざるもの」ということはどうであろうか。
次に、伝来の由緒正しいはずのこの醍醐寺本と神田本を比べてみると、

例一

醍醐寺本

神田本

江都督言談、匡房、ヨハ世人有謂云々、可聞事侍也、先年陰陽告僧都慶増来云、世間ノ人殿ヲハ熒惑精ト申也、然者閻魔庁許□仕来也云々、聞此事以来乍身モ事外也ト思給也、唐大宋時ニソ熒惑精ハ燕趙ノ間マヘ山ニ降ケル、李淳風ト云者熒惑ノ精降ヌト云ケレハ、大宋遣人令見ニ白頭ノ翁アリ、又李涼風モ熒惑精也、如此ノ精皆有ル事也云々、

(判読不能)

言談之次、被談云、自ヲハ世人何様ニカ申侍ル、答云、今始何等事申乎、被談云、所聞事侍也、世人皆各有云様云々、其故者、先年陰陽道僧都慶増(欠損)間ノ人殿ヲハ熒惑星精(欠損)然者閻魔(欠損)来(欠損)乍身モ(欠損)ト思給也(欠損)感精ハ燕趙ノ間ノ山ニ降ケル、李淳風(欠損)精降ヌト云ケルハ、大宋遣人令見ニ白頭翁アリ、又李淳風モ熒惑精也、如此ノ精皆有ル事也

醍醐寺本では、はじめから大江の匡房がひとり語っているが、神田本では、聞き手と一問一答の後に、匡房が語りはじめている違いがある。そして、「世人皆各有ニ云様云々」のような、前者にない字句が後者にある。また、

醍醐寺本

神田本

本朝集中ニハ持詩者可習文時之躰也云々、文時モ文章好マム者可見我草云々、此草以往雖賢廻風予問云、本朝人集中ニ、以誰人集可指南乎被命云、(欠損)者可習文時之躰也云々、文時モ文

情尚以荒強也云々、

章好マム者ハ可見我草云々、此草以往雖賢廻風情尚以荒強也云々、

のように、神田本の本文によって、醍醐寺本の欠文が補え、問答の趣旨がはじめて明白となるものもある。神田本は、語り手と聞き手の問答をくわしく写そうとしており、文章も欠脱が少ない。これよりかれに移りえても、かれよりこれには移りえない本文内容を持っている、とみてよいだろう。さらに、

例三

醍醐寺本

菅根無正者也、雖然殿上庚申夜、

天神頼被打也云々、

神田本

又被命云、菅根無正者也、雖然天神頼奉被打也云々、予問云、何事乎、答云、殿上庚申夜事也

というような記事になると、醍醐寺本が神田本の抄略であることが明瞭である。『水言鈔』がどんな人々の手に伝わっていたかは、テキストの問題と切り離して考えるべきことなのであることがわかる。類聚形態以前の本の中で、『水言鈔』は最も原型に近い姿などとはとうてい言えない。神田本の方がはるかにすぐれた本文内容を持っている。橋本氏の提唱以来人々のほぼ認めるところであった醍醐寺本の地位は、神田本に譲り渡すべきであらう。

神田本の性格

神田喜一郎氏所蔵の『江談抄』は、「書体紙質等によりて観るに平安朝末期か、遅くも鎌倉初期を下らざるべし」（複製本解説、一九三〇年）と橋本進吉氏がいう古さを持つ本で、梅尾の高山寺に伝

来したものである。『水言鈔』より五年遅れてこの本を世に紹介した時、橋本氏は、

この本は流布本（及び前田侯爵所蔵寛元三年書写本）の如き分類体にはあらずして、大体醍醐寺本に類似し、古形を存するものと認め得べきが、その内容の醍醐寺本と一致するは巻首より第三張裏の半に至る凡十ヶ条と、第八張裏より第九張表にかけての部分と、第十五張中の四ヶ条とにして、其他の諸条は皆流布本にありて（順序は因より同じからず）、しかも、流布本のは、この本の如きものより出でたりと認めらるゝもの多し。

といい、

この本には本文中三箇処に永久二年及び三年の識語あり。第一のは「永久二年十一月十九日夜」以下の文字難解にて判読しがたけれど、第二のは「永久三年四月夜半也」とあり、第三のは「永久三年八月十三日随書得写之」とありて、永久二三年に之を書写せる事を示せるものの如し。永久二年及び三年は匡房の薨後三年及び四年にあたれば（匡房は天永二年薨せり）右の年時を以て、実兼が匡房の談話をはじめて筆録せる時は考へ難ければ、或人の実兼が筆録せる未整理の草稿を、得るに随って順次に永久二三年にわたりて書写したるものと解すべきかと想はる。醍醐寺本は、その由来明ならざれども、実兼の孫の手に伝はりしを見れば、或は実兼の草稿を、実兼自身又はその子孫の手にて整理したるものなるべきか。若し果して然らば、この本と醍醐寺本とは、やや系統を異にするものながら、共に実兼の草稿より出でたるものなれば、江談抄の原形を知るには、欠

くべからざるものといふべきなり。

と云って、両書の間大きな違いのあることは考えなかつた。であるから、「もし仮に以上の臆測を誤なりとするも、この神田本は醍醐寺本と並ぶべき古写本にして、永久二三年頃に何人かの手を経たる伝来久しきものなれば、醍醐寺本と相照して原著の面目をうかゞふべく、又書写の誤も間々あれども江談抄の古写本は何れも零巻のみにして、この本もその大半は他の古本に所見なき部分なれば、流布本の誤を訂すべき考勘の資料として珍重すべし。」というふう

に、あくまでも醍醐寺本に第一等の地位を与える前提のもとで、珍重せられてきたのであつた。ところが、両書の逕庭は大きく、「相照して原著の面目をうかゞふ」べき関係にはないことが明らかである。それにしても、神田本の内容は、忠実な問答体と重複のような本文としての欠陥を持たないこと以上に、どんな優秀性を持つてゐるだろうか。

神田本で第一に注目すべきことは、その配列である。従来、神田本のこの配列に示されている古い原型への近縁性が問題にされたことがないため、この本の地位が決め難かつたのである。まず、類聚形態本の『江談抄』の配列を、第一公事についてみてみよう。この系統の本は、毎条「依^{リテ}無^{キニ}中納言例^ノ不^ル行^ハ叙位^ニ事^ヲ」のよう

に題目を掲げて、「被^レ命^セ云、……」というふう

に本文がはじま

- 1 被^レ命^セ云、延喜末、貞信公…… (A)
- 2 又云、花山院御即位之日…… (C)
- 3 又被^レ命^セ云、内宴始者…… (A)
- 4 又云、八十島祭者…… (C)
- 5 又云、延久之時…… (C)

- 6 又云、禁中仁王講…… (C)
 - 7 又云、藏人式云…… (C)
 - 8 被^レ命^セ云、放免…… (A)
 - 9 又被^レ命^セ云、最勝講…… (B)
 - 10 又云、清御原天皇之時…… (C)
 - 11 又問云、五節時……、被^レ命^セ云、無指例…… (A)
 - 12 又云、亭子院時…… (C)
 - 13 仏名之時…… (D)
 - 14 被^レ談^セ云、幼主御書始…… (B)
 - 15 往代御馬御覽之日、……、被^レ命^セ云、…… (A)
- というふう
- に、「被^レ命^セ云」(A型)と、「被^レ談^セ云」(B型)と、「又云」(C型)の三通りの語りはじめの型と、そういう句なしにいきなり内容が書かれるもの(D型)とが混淆してゐる。

- 醍醐寺本の冒頭十五話を同様に採つてみると、
- 1 匡房ヲハ世人有謂云々…… (D)
 - 2 先年木工助敦隆カ…… (D)
 - 3 「神」(欠損のため不明) (D)
 - 4 雖賢人君子…… (D)
 - 5 「神」(欠損のため不明) (D)
 - 6 本朝集中ニハ…… (D)
 - 7 「神」予問云、……、被^レ命^セ云、…… (A)
 - 8 又六条宮保胤ニ…… (C)
 - 9 「神」又六条宮ノ保胤ニ…… (C)

- 6 菅根無正者也…… (D) (A)
- 7 藤氏猷策始ハ…… (D) (A)
- 8 一物集ハ…… (D) (A)
- 9 経信帥常被示云、…… (D) (A)
- 10 経信ハ近代逸物也…… (D) (A)
- 11 仏名之時…… (D) (A)
- 12 聖廟昔於西府…… (D) (D)
- 13 公忠弁俄頓滅…… (D) (D)
- 14 善相公者…… (D) (D)
- 15 菅家令怨之為先君…… (D) (D)
- (同右)
- というふうには、ほとんど「被^レ命云^{ハク}」も「被^レ談云^{ハク}」もないD型の話が並んでいるが、実は、これらは神田本の同じ話では、併記して比べてみたように、B型であったりA型であったりしている。そして、醍醐寺本の第十六話以下は、なぜそうなっているかはわからない形で、D型の一群の後で、A型の一話、C型の数話、またD型

の一群、突如としてA型の一話の登場というようになつていく。

こうした状況と異つて、「被^レ命云^{ハク}」ではじまる話の群れと「被^レ談云^{ハク}」ではじまる話の群れとに整然と分かれた話が、単純な原則のもとで並んでおり、A型群とB型群の間に少しも混乱が見られないのが、神田本である。

神田本の冒頭から見ていくと、

- 1 言談之次、被^レ談云、自^ラハ…… (B)
- 2 (首部欠損)ニ木工助敦隆カ来タリシニ…… (?)
- 3 (首部欠損)雖賢人君子……
- 宮内庁書陵部蔵柳原紀光寛政十一年書写の『江談抄 古巻之写』は、神田本の写本であるが、この本では、まだ原本が損じていなかったと見えて「又被^レ命云、雖賢人君子……」と読んでいる。
- 4 予問云、本朝人集中ニ……被^レ命云、…… (A)
- 5 又、六条宮ノ保胤ニ…… (C)
- 6 又被^レ命云、菅根無正者也…… (A)
- 7 又被^レ命云、藤氏猷冊之始…… (A)
- 8 又被^レ命云、一物集ハ…… (A)
- 9 又被^レ命云、故経信帥常被示云々…… (A)
- 10 又被^レ命云、経信卿ハ近代之逸物也…… (A)
- 〈識語〉「永久二年十一月十九日夜□□随□□事」(書陵部蔵柳原家旧蔵の転写本は、「永久二年十一月十九日夜対燭随比談事」と解説しているが、問題がある)
- 11 被^レ命云、菅家御作之中ニハ…… (A)

- 12 又被命云、菅家後集…… (A)
- 13 予又問云、以両音字…… 被命云、…… (A)
- 14 被命云、延喜御時…… (A)
- 15 又被命云、亡考者道心者也…… (A)

というように、最初の一話が「被談云」ではじまるほかは、第五話の「又」ではじまるものも含めて、「被命云」型で貫かれていると考えてよいだろう。これを神田本全体についてみると、次のような姿になっている。

I 冒頭から第一の識語までの部分。

第一話の「被談云」と、本文のその個所が欠けた第二話を除いて、全部「被命云」型。

II 「永久三年四月夜半也」の第二識語までの部分。

全部、「被命云」(A)型。

III 「永久三年八月十三日随書写之」の第三識語まで。

全部、「被談云」(B)型

IV 第三識語以後の部分。

a 五話連続、「被談云」(B)型。

b 次の四話は、三話連続「被命云」(A)で、最後は「又」

(C)ではじまる型。

というふうに「被命云」型の話群と「被談云」型の話群が、他の本にない整然とした並び方をしている。この点から、匡房の話を書き録した人が、筆録の折々によって、A・B・Cのいずれの型かを用いたが、それはその時々、ちゃんと一貫しており、後に他の書写者が話の順序を動かしたため、今日の類聚形態本の両形式の混在が

生じたことがわかる。問答経過をよく残している文章の姿と、この話の書きはじめのことばの型の用いられ方をみると、類聚形態の本以前の中でも、最も古い『江談抄』の姿を留めているのは、神田本である、といわざるをえない。

山根对助氏の考察

わたしは、このような『江談抄』の古態についての考えを抱いているが、その詳細を書いたことがなかった。ただ、その結果だけをかいつまんで『説話文学と絵巻』(一九六〇年)の中の文章の付注として、

この写本の古典保存会複製本解説において、橋本進吉氏は、醍醐寺本『水言鈔』がもっとも手稿に近いと考えているが、それは、『水言鈔』が実兼の孫勝賢所蔵である、という由緒に迷わされたもので、『水言鈔』には書写の間に発生したらしい内容の重複も多く、純粋な問答体である神田本の方が古い形態を保っている(二〇一ページ)

とだけ予報的に発表していたにとどまる。それに対して、このほど、山根对助氏が『江談抄』成立論(北海道大学文学会編『国語国文研究』三二号、一九六五年一月)において、醍醐寺本と神田本の関係を検討し、わたしの「純粋な問答体である神田本の方が古い形体を保っている」という見解を批判され、

匡房言談
 実兼原江談——水言鈔
 某筆原江談——神田本

という新説を提唱された。性、怠惰、永年にわたって研究の詳細

を報告せず、予報のみを掲げておいたわたくしのやり方は、まことに申しわけない。ここまで述べたことも、そのおおまかな筋にすぎないのだけれども、わたしの立論の基礎は、ほぼこのようなものである。山根氏はじめ『江談抄』に関心を抱いておられる方々におおびしければならない。

しかし、わたしは、山根氏が、「水言鈔もまた『純粹な問答体』と考えられる形式を多く含むのである。たしかに神田本はそのほとんどが純粹な問答形式をとるものなのであり、その限りでは益田氏説は首肯されるのであるが、水言鈔の依拠資料のすべてが神田本のごとき形態をとるものであって、それを水言鈔が改竄したものであるならば、水言鈔に『純粹な問答体』形式をとるものと然らざるものとが併存している事実のもつ意味を解き明かすことができなくなるのではないか」というような思考方式で展開された、こんどの兩本別根と認定する新説には、残念ながら、賛同することができない。どちらがより多く問答形式を留めているかを、わたしは言った。それに対して、山根氏は、『水言鈔』が問答形式を全く破壊し去っていないから、改竄説はいかがかと述べられる。根こそぎ問答形式を取り去ってはいないから、神田本形態のものを改竄して『水言鈔』としたとはいえない、とされる論法は、少しわたしをとまどわせる。「坊主憎けりや、袈裟まで憎い」——袈裟を憎んでいないのは、坊主を憎んでいないのだ、という式の考え方に陥りそうである。追隨しがたい。その辺、山根氏はどうしてそのような論理の飛躍をあえてしつつ、論を展開されたのであろうか。緻密な考証家の氏らしからぬ手つづぎのように思ったのだが……。

山根氏は、ひとりの大江の匡房が語る談話をふたりの人が筆録し

ていった、と考えられる。二種の(原・江談)を想定され、それがそれぞれに『水言鈔』と神田本『江談抄』になった、と考えられるのである。それはありうることもいえる。中原の帥元(『中外抄』)と高階の仲行(『富家語』『富家語談』)が、ともに藤原の忠実の談話を筆録しているような例もある。しかし、それは同日に同じ場で同じ話を聞いて、それぞれに筆録したものではなかった。それはそれとして、別人が別筆で書いたとすると、醍醐寺本と神田本の間一般的にみられる次のような細部までの同一性は、いったい、どのように説明できるだろうか。どちらも匡房の談を忠実に記録したとしよう。だがそれにしても用字、用語までがこのように符合するのであれば、恐るべき暗合といわねばならない。

神田本

醍醐寺本

又被命云、藤氏猷冊之始、佐世也。昭宣公家司ニテ、彼家起ニ天神モ被引縁テ令坐給、ケレトモ、時儒者皆悉不用サリケレハ、昭宣公イミシク被歎息テ、切々被乞請云々。予問云、以何故不請哉云々。被答云、其事有理。紀家良秀等、藤ニマキタテラレハ我等流ハ不成立シ、雖然藤氏ハ無流ナレハ可昇進ト云々。雖然遂以猷冊。問頭儒良秀也。猷冊日ハ、昭宣公敷荒席下庭、令申請天道給云々。	藤氏猷策始ハ佐世也。昭宣公家司ニテ、彼家起ニ天神モ被引縁テ令座給ケレハ、時儒者等皆悉不用ケレハ、昭宣公被歎息テ、切々被請云々。予問云、以何故不請哉。答云、其事有理。紀家良秀等云、藤ニ麻幾多天良礼那波我等カ流ハ不成立シ、不然ト藤氏ハ無止流ナレハ可昇進也ト云々。雖然遂以猷策。問頭儒良秀也。猷策之日ハ、昭宣公敷荒薦下庭、令申請天道給云々。
---	---

このような符合が、この一話にかぎらずごく普通であるような両書の関係を、わたしは根元の異なるものとは考ええない。これらの説話は、世間話であって、語りくちが全く同じままで甲の人にも、乙の人にも伝えられていくような、ことばの固定度の高いものとはいえない。一元的に考えるのは、むしろ当然のことであろう。もとより、神田本と醍醐寺本そのものには、直接関係はない。しかし、神田本の形態の『江談抄』を若干変容させたものが醍醐寺本だろう、というのである。

もとより、両者の関係は単純ではない。そのもつれぐあいをどう読み解くかに苦心せねばならぬところから、山根氏のこんどの新説提唱も出ているのである。だが、あまり複雑に考えすぎると、ことはややこしくなってしまう。たとえば、氏は、「水言鈔・神田本にもその配列の順序を私意によってあらためた徴証は全くない」として、どちらの本の現存する話の並び方・つづき方も、それらのまた原本からの忠実な引き継ぎと考えられている。しかし、醍醐寺本の標題に「水言鈔 四五」とあって、内容では、その「四」と「五」の区別が分明でないことから考えても、前に触れた内容重複の現象から考えても、両者の全配列をそのままいづれも本来のものということはできない。いくつかずつの話の群れが、その結びつきを持って伝えられていても、そのことをもって全体に及ぼすわけにはいかない。であるから、神田本冒頭の説話群（山根氏の「I」と分類されているもの）とほぼ同じ説話が醍醐寺本の劈頭にも群をなしており、同本のそれにつづく説話群と神田本のそれにつづく説話群（「II」と呼ばれるもの）とが異なるために、「それぞれが別時別人による筆録資料を書写したものと考えるほかはないであろう」と推

定を進められるのなど、やはり考えすぎではなからうか。
この同じ考え方で、

神田本

被命云「菅家御作之中ニハ尚
匡房力不知事多」云々。被答云
「尤理也。匡房不知事ハ注別紙。
然者御所学之才智令習給文章天
ニ令受給也。不可申座右。」
(下略)

水言鈔

又被談云「善相公与紀納言口
論之時善相公云『無才博士ハ和
奴志与利始也』」云々。以之思之善
紀菅秀才也」云々。以之思之善
家無止者也。(下略)

又被命云「菅家後集『傷野大
夫』御作如。大夫者二三元之
句、尤有與歟。此詩次句ハ紀相
公応煩劇務自余時輩惣鴻儒見此
句。善相公ハ『清行作モノヲイ
カニカクハ令作給ニカ』トイヒ
ケリ」トソ云々。

又被談云「菅家御作見自余時
輩是鴻儒之句ヲ善相公清行作モ
ノヲ伊加仁加久波被仰仁加」砥
天ト云々
(同氏論文六ページ)

というような話のつづき方の比較表を作って、これから、「話題は菅原道真作『傷野大夫』七言五韻に関するものであるが、水言鈔は神田本の前半を欠いており、字句の異同も甚しい。両本に共通同一の祖本を考え得ないことの第一であるが、さらにみるごとく水言鈔の直前には『善相公与紀納言口論事』が置かれ藤原清行逸話の派絡を辿ることができるとに反して、神田本のそれは『菅家御作不知事等』につづき道真詩文に関する一連として、それぞれが談話の自然な流れを認めることができるのである」として、同じ内容の話でありながら、(1)字句の異同も甚しい、(2)説話配列も異なる、したがって

両書の典拠も別のはずだ、と論じられるのはいかがであろう。文中の「藤原清行」は「三善清行」の誤記、テキスト解説の面では、『水言鈔』の「清行作モノヲ」は、原文明らかに「候モノヲ」で、前田本や類聚形態の諸本も「候」であって、動かない。神田本の同じ箇所は「イカニカクハ令作給ニカ」の「作」と酷似しているが、他の項の字体と照合すれば、やはり「清行候モノヲ」と読むべきであろう。また、「二三元」は「二三无」と読むべきだろう。そして神田本で「被」命云で独立している話は、やはり一応別々の話として考え、どちらの話の配列が古いのか、どちらが勝手に位置を動かす癖があるのかは、別の支点を探して論証すべきであろう、とわたしは考える。であるから、ここでは「傷野大夫」の詩の話だけを比べるべきで、それは、かりに読み下せば、

菅家の、『後集』の「野大夫を傷む」の御作、「太夫の如き者

は二、三もなからん」の句、もつとも興あるか。この詩、次の句は、「紀相公、まさに劇務に煩ふべし。自余の時輩もすべて鴻儒なり」この句を見て、善相公は、「清行候ふものを、いかにかくは作らしめ給ふか」といひけり、とぞ、うんぬん。

となるるか。それを傍線の部分を捨て、「見此句この「見」の一字を上手に働かせて、「見^テ自余^ノ時輩^モ是^レ鴻儒^{ナリ}」之句ヲ」と要約したのが醍醐寺本である。醍醐寺本のこの手法は、この本の書写者の性癖というべきもので、しかも、単に彼一人の性癖であるばかりでなく、背後に、〈書写〉ということに対する古代・中世の筆録もこの場合に特有な考え方を持っているらしい。それを現代のわたしたちがどう認識するかが、ここでのわたしと山根氏の考え方の違いをも生んでいる。ふたつの筆録の間にみられる話の構成・描写上の

大同をより強く考えるか、小異の方をより重く考えるか。これからの類似はいくらでもありうるのか、かけがえのないものなのか。わたしは両書の大同部分をかけがえのないものと考え、小異部分を〈書写〉の際の自由領域とみる。ここまでに掲げたように、それは抄略が大部分だからである。しかし、そうでない例がいくつもあり、それに光をあてる形で山根氏の考証は展開しているのだから、次には、どうしても、その点を問題にせねばならない。

(未完)